製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得価額の百分の五十に相当する金額

第十七条の五第二項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改める。

第十八条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者又は」の下に「同法第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。

第十八条の三第一項中「全ての」を削り、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同条第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第十八条の八第一項中「いう。以下この条」を「いう。第四項及び第八項」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十七項中「次に定めるところによる」を「当該法人（福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものを除く。）は、同法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものとみなす」に改め、同項各号を削る。

第十八条の九第一項中「除く。以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第十八条の九の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の十　法人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人（政令で定めるものに限る。次項において「帰還環境整備推進法人」という。）が行う同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（次項において「帰還環境整備事業計画」という。）に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であって、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2　法人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区域内にあるものの譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イ⑵に掲げる行為を含む。以下この項において同じ。）をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された事業（適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。）の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

第二十五条の二第四項第一号ヘ中「ホに」を「トに」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の五十に相当する金額

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第二十五条の二第四項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域（同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。）内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の五十に相当する金額

第二十五条の二第四項第二号イ中「前号イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に、「百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）」を「百分の十」に改め、同号ハ中「前号ハ」を「前号ニ及びホ」に改め、同号ニ中「前号ニ」を「前号ヘ」に、「百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）」を「百分の六」に改め、同号ホ中「前号ホ」を「前号ト」に改め、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改める。

第二十五条の二の二第一項及び第二項並びに第二十五条の二の三第一項及び第二項中「五年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」に、「ある場合には」を「あった場合におけるその変更に係る区域については」に改める。

第二十五条の三第一項中「定められた東日本大震災復興特別区域法」を「定められた同法」に改め、「定められた復興産業集積区域」の下に「（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）」を加える。

第二十五条の三の二第一項及び第二十五条の三の三第一項中「三年」を「七年（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、三年）」に改める。

第二十五条の五第一項中「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に改め、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）」を「百分の三十四」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該連結親法人又はその連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けた租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親